
休業要請による協力金の支払いについて

～新型コロナウイルス感染防止～

焼津市は、当市における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「焼津さかなセンター」と県の休業要請に加えて、市として独自に、飲食店・宿泊施設についても、市外からの来訪が想定されることから、4月25日～5月6日の期間の休業を要請します。なお、協力いただいた事業者には1店舗当たり、30万円の協力金を支給します。

1 要請期間

4月25日（土）から5月6日（水・祝）

2 市独自の要請の内容

飲食店及び宿泊施設の休業等

※飲食店については、休業又は店内飲食からテイクアウトやデリバリー営業のみへの切り替えを要請します。

※飲食店・宿泊施設合わせて約700店舗を想定。

3 協力金

30万円

※県の要請に協力し、協力金の支給を受けた事業者に対しては、当市として10万円上乗せして支給します。

4 協力金支給対象

本市からの要請により、営業を休止したもの。（やむを得ない理由により、4/25より休業ができない場合は、4/27からの休業も対象とします。）

※店内飲食からテイクアウトやデリバリー営業のみに切り替える事業者を含む。

5 協力金支給申請手続

詳細は決定次第、市のホームページなどを通じて周知します。

尚、休業する際は、お店のホームページにて休業日の告知又は店舗に同様の貼りだしをしてください。（申請時に貼り出した写真が必要になります。）

問合せ先

焼津市経済部 商工課 商工政策担当

Tel 054-626-2260 FAX 054-626-2188 Mail shoko@city.yaizu.lg.jp
